高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第２号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及びその徴収期間の公告」(以下「料金公告」という。)1.⑶に基づく社会実験として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和８年１月５日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

ＥＶ路外充電サービス社会実験に関する割引の実施について

⑴　割引をする自動車

⑷に定める指定インターチェンジ（以下「指定インターチェンジ」という。)から流出し、中日本高速道路株式会社が指定する急速充電設備で充電を行い、指定インターチェンジ流出後60分以内に同一のインターチェンジから再流入し、かつ、順方向に通行する有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令第２条第２項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したＥＴＣシステム利用規程第３条第４号に規定するセットアップを行った際に発行されるＥＴＣ車載器セットアップ証明書において、燃料の種類に電気の記載があるＥＴＣ2.0車。

⑵　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用した後の料金の額は、⑴に定める自動車が指定インターチェンジで流出及び再流入せず、連続して走行した場合の料金と同額とする。

⑶　実施する期間

令和８年１月６日から中日本高速道路株式会社が別に定める日まで。

⑷　指定インターチェンジ

東海環状自動車道の大野神戸インターチェンジ。

⑸　割引相互間の適用関係

本割引を適用した後の料金の額に、料金公告1.⑵に定める割引を適用するものとする。